

葉山町 e-kanagawa 施設予約システム利用規約

(目的)

第1条 この規約は、e-kanagawa 施設予約システム（以下「本システム」といいます。）を利用して、葉山町（以下「町」といいます。）が設置する公共施設の利用申込等手続を行うために必要な事項について定めるものです。

(利用規約への同意)

第2条 本システムを利用して施設の利用申込等手続を行うためには、この規約に同意していただくことが必要です。このことを前提に、町は本システムによるサービスを提供します。本システムの利用者登録をされた方は、この規約に同意したものとみなします。何らかの理由により、この規約に同意することができない場合は、本システムをご利用いただくことはできません。

(用語の定義)

第3条 この規約において使用する用語の意義は、次の各号のとおりとします。

- (1) 施設 本システムにより利用申込等手続を行う対象となる施設として別表1に掲げるものをいいます。
- (2) 利用者 本システムのサービスを受ける個人をいいます。
- (3) 利用者登録書 利用者登録時に発行される本システムの利用者登録書（様式1）をいいます。
- (4) 利用者カード 利用者に発行される本システムの利用者カード（様式2）をいいます。
- (5) カード番号 利用者登録書及び利用者カードに記載された、利用者を一意に識別する番号をいいます。
- (6) パスワード 本システムの本人認証に用いるパスワードをいいます。
- (7) コールセンター 利用者からの本システム利用上の問い合わせの受付および回答を行う機関をいいます。
- (8) 利用申込等手続 利用の申込、取消等をいいます。
- (9) 登録窓口 本システムによる利用者登録を受ける施設として別表2に掲げるものをいいます。

(利用者登録の申請)

第4条 本システムの利用を希望する個人は、本システムで利用者登録事前入力（以下「登録申込」という。）を行い、登録窓口へ本人確認、住所確認できる書類等（学生証、運転免許証、マイナンバーカード等）を提示し、利用者登録申請を行うものとします。なお、利用者登録が可能な年齢は、12歳（中学生）以上とします。

また、在勤者として登録する場合は、在勤証明書（様式3）の提出が必要となります。

- 2 システムの利用環境がない場合は、登録窓口に設置しているタッチパネル式の端末をご利用ください。

3 利用者登録申請の際にメールアドレスを登録すると、登録申込及び抽選申込の申請後に、申請内容の確認メールを受信することができるようになります。

(利用者登録書及び利用者カードの発行等)

第5条 町は、登録窓口において、前条により申請のあった登録申込について確認を行い、利用者登録書(様式1)及び利用者カード(様式2)を発行するとともに、登録申込の申込内容及びカード番号を本システムに登録します。

2 利用者は、利用者カード及び利用者登録書を次の各号に注意して取り扱うものとします。

(1) 利用者は、利用者カードを受領した場合は、直ちに利用者カードの所定欄に署名してください。

(2) 利用者は、利用者カード及び利用者登録書を慎重に取り扱い、破損、紛失、盗難等のないよう適切に管理し、使用してください。

(3) 利用者は、施設を利用するときは必ず利用者カードと本人確認書類等(学生証、運転免許証、マイナンバーカードなど)を窓口に提示してください。

(4) 利用者カードは、登録した個人以外は使用できません。また、利用者カードは、他人にこれを譲渡し、又は貸与することはできません。

(カード番号並びにパスワードの利用及び管理)

第6条 利用者は、本システムの利用に当たっては、カード番号及びパスワードを本システムに入力することにより、利用申込等手続を行うことができます。

2 本システムを利用するためのカード番号及びパスワードは非常に大切なものです。次の点に注意して利用者の責任において厳重に管理してください。

(1) カード番号及びパスワードは他人に知られないように管理してください。

(2) パスワードは定期的に変更し、第三者への漏えい防止に努めてください。

(3) 他人からのパスワードなどの照会には応じないでください。施設及びコールセンターからパスワードを電話等でお問い合わせすることはありません。

(4) パスワードを忘失した場合は、登録窓口に連絡し、その指示に従ってください。

(5) 利用者登録を行った場合及びパスワードを忘失した場合は、登録窓口において、仮パスワードの交付を受けてください。なお、仮パスワードは初回ログイン時に変更するものとします。

3 町は、カード番号及びパスワードにより行われた利用申込等手続については、本人により行われたものとみなします。

(利用者カードの紛失又は盗難)

第7条 利用者は、利用者カードの紛失又は盗難があった場合は、直ちにその旨を登録窓口連絡するとともに、本人を確認できる書類等(学生証、運転免許証、マイナンバーカードなど)を提示の上、新たな利用者カードの発行を受けるものとします。

(利用者カードの再発行)

第 8 条 利用者は、利用者カードをき損した場合は、施設の窓口で本人を確認できる書類等（学生証、運転免許証、マイナンバーカードなど）を提示の上、き損した利用者カードと引き換えに、利用者カードの再発行を受けるものとします。

(利用者登録の変更)

第 9 条 利用者は、申請した利用者登録の内容に変更が生じた場合は、登録窓口へ遅滞なく変更内容が確認できる書類等（学生証、運転免許証、マイナンバーカードなど）を提示の上、利用者登録の変更申請を行うものとします。

(利用者登録の期間)

第 10 条 利用者登録の申請がされ、町が本システムに登録した日を登録日とし、登録日から 3 年間を有効期間とします。

2 有効期間の延長は、登録窓口へ本人を確認できる書類等（学生証、運転免許証、マイナンバーカードなど）を提示の上、利用者登録延長の申請を行うものとします。

(利用者登録の削除)

第 11 条 利用者は、利用者登録の削除を希望するときは、登録窓口に登録申請書を提出するとともに、利用者カードを返却するものとします。利用者から削除の申し出があったときは、町は利用者登録を削除します。

2 町は、利用者が次の各号のいずれかに該当した場合は、利用者登録を削除するものとします。

- (1) 利用者が虚偽の申請をした場合
- (2) 利用者が施設の管理に関する法規等又はこの規約に重大な違反をした場合
- (3) 利用者の所在が不明かつ連絡不能と認めた場合
- (4) インターネット等で不特定多数の者を勧誘し使用している事実が確認できた場合
- (5) 登録期間を経過してから 1 年間一回も施設の利用がなかった場合
- (6) その他利用者として不相当と認めた場合

(利用方法)

第 12 条 本システムによる利用申込等手続の具体的な方法については、町が別に定めるものとします。

(利用時間)

第 13 条 本システムの利用時間は、次のとおりとします。なお、定期的保守・点検を行うため、本システムの一部又は全部を停止する場合は、本システムのお知らせ欄で事前にお知らせします。ただし、緊急を要する場合は、予告なしに本システムの一部又は全部を停止することがあります。

- (1) 利用申込等手続 原則 24 時間（ただし、抽選申込みや予約申込みの受付開始初日については、午前 8 時 30 分から申込みの受付が始まります。）
- (2) 空き状況の照会 原則 24 時間

(利用上の問い合わせ先)

第 14 条 本システムの利用上の問合せは、コールセンターにおいて次のとおり対応します。

(1) 電話による対応 9時から17時まで

電話番号 0570—073—489 (ナビダイヤル)

ただし、日曜、土曜、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び年末年始(12月29日から翌年の1月3日まで)を除きます。

(2) FAXによる対応 原則24時間(オペレーター受信確認は前号に規定する時間内とし、時間外に受付けたものは翌営業日の回答とします。)

FAX番号 0570—037—489 (ナビダイヤル)

問合せフォーム <https://yoyaku.e-kanagawa.lg.jp/portal/web/>

ただし、回答については前号の電話による対応時間と同様の取り扱いとします。

(3) Webフォームによる対応 原則24時間(オペレーター受信確認は第1号に規定する時間内とし、時間外に受付けたものは翌営業日の回答とします。)

問合せフォーム <https://yoyaku.e-kanagawa.lg.jp/portal/webform/>

ただし、回答については第1号の電話による対応時間と同様の取り扱いとします。

(利用環境)

第 15 条 利用者は、e-kanagawa 施設予約システムポータルサイト

(<https://yoyaku.ekanagawa.lg.jp/portal/web/>) に示す動作環境で本システムを利用するものとします。

(抽選申込件数の制限)

第 16 条 利用者が抽選申込みできる件数は、利用希望月ごとに3件までとします。(詳しくは、ポータルサイトのご利用手引きに掲載の利用ガイドブックをご覧ください。)

(予約変更・取消の受付期限)

第 17 条 利用者からの予約変更・取消の受付期限は、利用日の前日までとします。

2 利用者は、前項の受付期限を過ぎて予約変更・取消を行おうとする場合は、利用する施設にその旨を申し出ることとします。

3 町は、前項の場合及び利用者が予約変更・取消を行わずに施設を利用しなかった場合は、本システムの利用を制限することがあります。

(障害時の措置)

第 18 条 本システムが障害等により利用できなくなった場合は、速やかにコールセンターにご連絡いただけるようお願いいたします。

(利用申込等)

第 19 条 利用者は本システムにより、利用申込等を行うものとします。

(利用の承認)

第 20 条 町は、本システムの予約結果画面により、利用の承認の通知を行うこととします。

(禁止事項)

第 21 条 本システムの利用に当たっては、次の各号に掲げる行為を禁止します。

- (1) 本システムを利用申込等手続及び空き状況の照会以外の目的で利用すること。
- (2) 本システムに対し、不正にアクセスすること。
- (3) 本システムの管理及び運営を故意に妨害すること。
- (4) 本システムに対し、ウィルスに感染したファイルを故意に送信すること。
- (5) 他人のカード番号及びパスワードを不正に使用すること。
- (6) その他法令等に違反すると認められる行為をすること。

(禁止事項に対する防御措置)

第 22 条 町は、本システムに対し、前条各号のいずれかに該当する行為が明らかな場合又は該当する行為があると疑うに足る相当な理由がある場合は、利用者から収集した情報の抹消、本システムによるサービスの停止等必要な措置を行うことができるものとします。

(免責事項)

第 23 条 町は、利用者が本システムを利用したことにより発生した利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害について一切の責任を負いません。

2 町は、本システムの停止、中止、中断等により発生した利用者の損害について一切の責任を負いません。

(著作権)

第 24 条 本システムに含まれているプログラム及びその他著作物に関する著作権は、日本の著作権法によって保護されています。本システムに含まれているプログラム及びその他著作物の修正、複製、改ざん、販売等の行為を禁止します。

(本システムへのリンク)

第 25 条 本システムへのリンクは、次のとおりです。

パソコン (<https://yoyaku.e-kanagawa.lg.jp/portal/web/>)

2 前項に掲げる URL は、ページの構成変更等により URL が変更になることがありますので、ご了承ください。

(個人情報の保護)

第 26 条 利用者の申請に基づく個人情報について、町は本来の目的以外に使用せず、その取扱いに十分な注意を払うものとします。

(準拠法及び管轄)

第 27 条 この規約は日本法に準拠するものとします。また、本システムの利用又はこの規約に関して利用者と町の間が生ずるすべての紛争については、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(利用規約の変更)

第 28 条 町は、必要があると認めるときは、利用者への事前の通知を行うことなく、この

規約を変更することができるものとします。

2 利用者は、利用の都度、この規約を確認することとし、この規約変更後に本システムを利用した場合は、変更後の規約に同意したものとみなします。

附 則

この規約は、平成 27 年 11 月 1 日から適用します。

附 則

この規約は、令和 5 年 9 月 1 日から適用します。

別表 1（第 3 条第 1 号）

施設名
南郷上ノ山公園テニスコート

別表 2（第 3 条第 9 号）

施設名
南郷上ノ山公園管理事務所

利用者登録書

次のとおり登録しました。

カード番号			
発行元自治体			
個人名			
施設グループ			
仮パスワード			
利用者登録日		登録内容変更日	
有効期限			

利 用 者	氏名			
	住所 1	〒		
	住所 2			
	自宅		電話番号 2	
	電話番号 3			
	メールアドレス			

連 絡 者	氏名			
	住所 1			
	住所 2			
	電話番号 1		電話番号 2	
	電話番号 3			
	メールアドレス			

備考			
----	--	--	--

 <p>神奈川県電子自治体共同運営サービス - kanagawa</p>		<p>発行日 利用者登録日 ご署名(個人名又は団体名)</p>
<p>利用者カード</p>		
<p>カード番号</p>		
<p>公共施設利用予約システム</p>	<p><複製禁止></p>	<p><ご注意> -このカードは、「神奈川県電子自治体共同運営サービス 公共施設利用予約システム」利用者カードです。 -このカードは、登録された利用者ご本人だけが利用できます。 -施設利用時に、このカードを提示してください。 -このカードを拾得された方はe-kanagawaコールセンターへご連絡ください。 -このカードの複製を禁止します。 【e-kanagawaコールセンター】電話</p>

在 勤 証 明 書

(あて先) 葉山町教育委員会 教育長

氏 名：

勤務先名称：

勤務先所在地： 葉山町

勤務先電話番号：

雇用形態 (○で囲む)： 常勤 パート アルバイト

雇用条件： 1日 時間 週 日勤務

上記相違ないことを証明します。

年 月 日

会社名 (事業所名)

代表者名

所在地

電話番号

担当者名

★葉山町に通勤されている方は、施設予約システム(テニスコート)利用登録及び更新(年1回)時に在勤の証明が必要になります。

1, 本人確認及び現住所を確認できるもの(運転免許証・保険証・などの公的証明書)をご用意いただき毎年5月末日までに南郷上ノ山公園管理事務所で、資格確認手続きをしてください。

手続きが完了しない場合は、町民(在勤)としての登録は解除になります。

※在勤とは：葉山町内の勤務先に週3日以上、3か月以上の勤務形態のことです。

2, 葉山町内に在勤であることが確認できるものをご用意ください。

社員証・保険証・雇用通知書などの公的証明書で、勤務先の所在地が葉山町内と確認できるもの。

3, 上記公的証明書で勤務先の所在地が葉山町内にあることが確認できない場合は、在勤証明書の提出をお願いします。

